

会計年度任用職員募集要項(選考)

応募・問合せ先 総務課(管財係) TEL 68-9724

任用形態及び募集人数	会計年度任用職員 事務補助 1名	
任用する場所	総務課(瑞浪市役所:瑞浪市上平町1丁目1番地)	
任用期間	自 令和 7 年 9 月 26 日 至 令和 8 年 2 月 27 日	
職務内容	庁舎管理、公用車管理、市有財産管理等に関する事務補助 (電話対応、窓口対応、データ入力、書類整理、その他一般的な事務など)	
募集期間・試験日	随時受付。(内定者が採用予定人数に達し次第、受付を終了します。) ※受付時間は午前8時30分から午後5時まで(土日、祝日等の閉庁日受付不可) 試験日は随時(面接)	
選考結果の通知	面接後10日以内に電話又は郵送にて可否の結果を通知	
必要資格など	パソコン操作(ワード、エクセル)の基本的な操作が可能であること	
勤務日	週5日程度	
週休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)	
勤務時間等	午前 8 時 30 分 より 午後 5 時 00 分 まで のうち7時間00分	
	時 分 より 時 分 まで	
	休憩時間 60 分	休日労働の有無 無
	所定時間外勤務の有無 無	
休暇	年次有給休暇 初年度 7日(週5日勤務の場合) その他の休暇 有給:結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇等 無給:病気休暇、育児休業等	
基本報酬	時給 1,141円～	
期末手当	無	
通勤手当(費用弁償)	片道2km以上が対象 通勤距離、通勤方法に応じて支給します。(上限あり)	
報酬等支払日他	月末締め、翌月21日までに支払	
社会及び雇用保険の加入	社会保険・雇用保険加入 災害補償 有	
退職に関する事項	自己都合退職の手続き ・書面による届 解雇の手続き ・労働基準法第20条及び第22条の規定による	
懲戒・免職の事由	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合 ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ・その職に必要な適格性を欠く場合 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 	
再度の任用の有無	無	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・任用期間の満了については、発令することなく解職となります。 ・採用はすべて条件付採用となります。採用後1ヶ月間(または勤務日数が15日に達するまで)良好な勤務状況だった場合正式採用となります。再度任用される場合も、改めて条件付採用となります。 ・所定の勤務日は業務の都合により変更することがあります。 ・服務については、地方公務員法の規定が適用されます。 	